

## 個人及び中小企業等向け 自家消費型太陽光発電設備・蓄電設備・車載型蓄電池・ 充放電設備設置費補助について

一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金のご案内

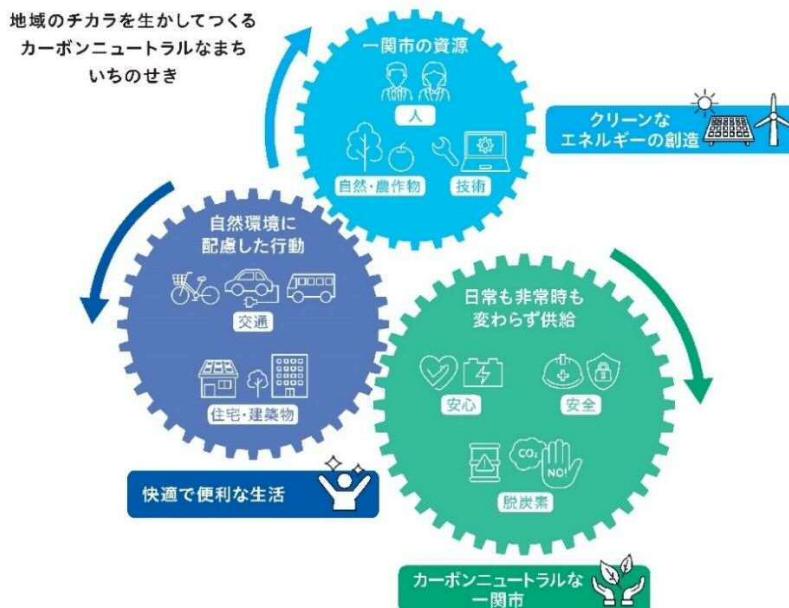
市では、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを達成するため、市内に自家消費型太陽光発電設備・蓄電設備・車載型蓄電池・充放電設備設置する方に、設置費用の一部を補助します。

本事業は、一関市内の産業振興、地域経済の活性化に資するため、市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は業者等と請負契約又は購入契約した場合に限ります（車載型蓄電池の購入契約は除きます）。それ以外の業者の場合は市の補助金の対象とはなりませんのでご留意願います。

また、事前の申請が必要ですので、工事・購入契約後、工事着手・納車前に申請してください。

なお、本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の選定を受け、令和5年度から令和9年度までの期間で実施する事業の1つです。事業期間内及び令和7年度以降の事業内容に変更が生じる場合があることにご注意ください。

詳細につきましては、市ホームページで各年度事業の最新情報をご確認ください。



## ○補助制度の概要

1. 実施期間 令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

2. 補助対象設備

再生可能エネルギー設備の種類		要件
自家消費型 太陽光発電 設備	再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項第1号の太陽光を利用する同法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）であって、当該再生可能エネルギー発電設備から得た電力を住宅又は事業所等に供給し、当該住宅又は事業所等において当該電力を消費することを目的に設置するもの。	次に掲げる要件を全て満たすもの。 (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下、「国実施要領」と言う。）別紙2の2の(2)のアの（ア）の交付要件の欄の要件を満たすこと。 (2) 自家消費型太陽光発電設備の発電電力量を計測する機器が設置されること。
蓄電設備	自家消費型太陽光発電設備で発生させた電気を蓄え、必要に応じて住宅又は事業所等の電気機器等に電気を供給する定置型の設備。	国実施要領別紙2の2の(2)のアの（イ）の交付要件の欄の要件を満たすこと。
車載型蓄電池	EV（電気自動車）及びPHV（プラグインハイブリッド自動車）。	国実施要領別紙2の2の(2)のオの（ネ）の交付要件の欄の要件を満たすこと。
充放電設備	車載型蓄電池からの電力の取り出し、及び車載型蓄電池に充電することができる設備。	国実施要領別紙2の2の(2)のオの（ノ）の交付要件の欄の要件を満たすこと。

2. 交付対象者

個人・・・・・・市の住民基本台帳に記録されている者。

中小企業者等・・・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団法人・財団法人、医療法人、組合（生活協同組合、その他中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等）、人格のない社団などで、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たす者。

次の表のいずれかに該当する個人及び中小企業者等で一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でないもの。

再生可能エネルギー設備の種類	交付対象者
自家消費型 太陽光発電 設備、蓄電設備及び充放電設備	<p>(1) 個人          次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 自ら居住する市内の住宅又は当該住宅の敷地に再生可能エネルギー設備を設置する者。</p> <p>イ 市内に本店、支店、営業所等（以下「本店等」という。）を有する施工業者と再生可能エネルギー設備の設置に係る契約を締結した者。</p> <p>ウ 市税を滞納していない者。</p> <p>(2) 中小企業者等（P P A事業者（※1）及びリース事業者（※2）を除く。）          次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 市内にある事業所等又は当該事業所等の敷地に再生可能エネルギー設備を設置する者。</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。</p> <p>ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。</p> <p>エ 市内に本店、支店、営業所等（以下「本店等」という。）を有する施工業者と再生可能エネルギー設備の設置に係る契約を締結した者。</p> <p>オ 市税を滞納していない者。</p> <p>(3) 中小企業者等（P P A事業者及びリース事業者に限る。）          次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 市内に本店等を有するP P A事業者又はリース事業者であること。</p> <p>イ 個人が居住する市内の住宅若しくは当該住宅の敷地又は中小企業者等が市内に有する事業所等若しくは当該事業所等の敷地に再生可能エネルギー設備を設置する者であって、当該個人又は当該中小企業者等とオンラインP P A又はリース契約を締結した者であること。</p> <p>ウ 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。</p> <p>エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。</p> <p>オ 市税を滞納していない者。</p>
車載型蓄電池	<p>(1) 個人          次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 自らが使用するために再生可能エネルギー設備を購入する者。</p> <p>イ 市税を滞納していない者。</p> <p>(2) 中小企業者等（リース事業者を除く。）          次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 市内にある事業所等の事業の用に供するために再生可能エネルギー設備を購入する者。</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。</p> <p>ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。</p> <p>エ 市税を滞納していない者。</p> <p>(3) 中小企業者等（リース事業者に限る。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 市内に本店等を有するリース事業者であること。</p> <p>イ 個人が自ら使用し、又は中小企業者等が市内に有する事業所等で事業の用に供するために再生可能エネルギー設備を貸付ける者で、当該個人又は</p>

	<p>当該中小企業者等と再生可能エネルギー設備の使用に係るリース契約を締結している者であること。</p> <p>ウ 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。</p> <p>エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。</p> <p>オ 市税を滞納していない者。</p>
--	---

※1 需要家に対してオンサイトPPAにより電力を供給するサービスを提供する事業者。オンサイトPPAとは、PPA事業者が住宅若しくは住宅の敷地又は事業所等若しくは事業所等の敷地に自家消費型太陽光発電設備、蓄電設備及び充放電設備（以下、「太陽光発電設備等」という。）を自ら設置し、当該太陽光発電設備等を所有し、当該太陽光発電設備等を維持管理した上で、当該太陽光発電設備から発電された電力を需要家に供給するサービスを提供し、需要家から当該サービス料金の支払いを受ける契約のこと。

※2 再生可能エネルギー設備の貸渡しを業とする事業者。ここでいうリース契約は、需要家が希望する再生可能エネルギー設備をリース事業者が代わりに購入して需要家に使用させ、需要家から再生可能エネルギー設備の使用に係る対価を回収する契約であって、契約期間中の解約が原則禁止されているもののこと。

### 3. 補助額

次の表に掲げる額で、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。

再生可能エネルギー設備の種類	補助額	上限額
自家消費型太陽光発電設備	(1) 個人 出力(※1)1キロワット当たり7万円を乗じた額又は補助対象事業に要した実支出額(※2)のいずれか少ない額	(1) 個人 56万円
	(2) 中小企業者等 出力1キロワット当たり5万円を乗じた額又は補助対象事業に要した実支出額のいずれか少ない額	(2) 中小企業者等 100万円
蓄電設備	(1) 個人 補助対象事業に要した実支出額に3分の1を乗じた額 <i>注) 1キロワットアワー当たりの補助対象事業に要した実支出額が15万5千円を超えるものは補助対象外</i>	(1) 個人 41万3,000円
	(2) 中小企業者等 補助対象事業に要した実支出額に3分の1を乗じた額 <i>注) 1キロワットアワー当たりの補助対象事業に要した実支出額が19万円を超えるものは補助対象外</i>	(2) 中小企業者等 126万6,000円
車載型蓄電池	蓄電容量(キロワットアワー)(※3)の2分の1に4万円を乗じた額又は補助対象事業に要した実支出額のいずれか少ない額	国実施要領2の(2)のオの(ネ)の交付率等の欄に規定するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の銘柄ごとの補助金交付額
充放電設備	補助対象事業に要した実支出額に2分の1を乗じた額	定めない

※1 太陽光発電モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力と比較して出力の小さい方の出力(kW)のこと。*(小数点以下切り捨て)*

※2 補助対象事業に要した実支出額・・・交付対象経費から、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を除いた額

※3 単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値。「初期実行容量」ではない。*(小数点第2位以下切り捨て)*

4. 予 算 額 27,707千円

※補助金の額が予算を超えると認められるときは、補助申請の受付を停止する場合がありますので、ご了承ください。

5. 交付要件 (1) 未使用品であること。

(2) 他の補助金との併用はしないこと。

(3) 個別の設備の要件等は国実施要領によること。

6. 申請書類 補助金交付要綱や交付申請書等の様式は、下記窓口に備えているほか市ホームページ ([http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/暮らしの情報/地球温暖化対策](http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/) /) からもダウンロードできます。

7. 申請窓口 本庁生活環境課及び各支所市民福祉課

◆留意事項

- ①車載型蓄電池を除き、交付対象は、市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は業者等と請負契約した場合に限ります。それ以外の業者の場合は市の補助金の対象外です。
- ②工事契約又は購入契約後、工事着手前又は納車前に申請してください。
- ③設置する設備の経費の支払いを、**2月28日**までに完了する必要があります。
- ④この補助事業で取得した再生可能エネルギー設備は、法定耐用年数を経過せずに廃棄などを行う場合には、市長の承認が必要です。
- ⑤詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

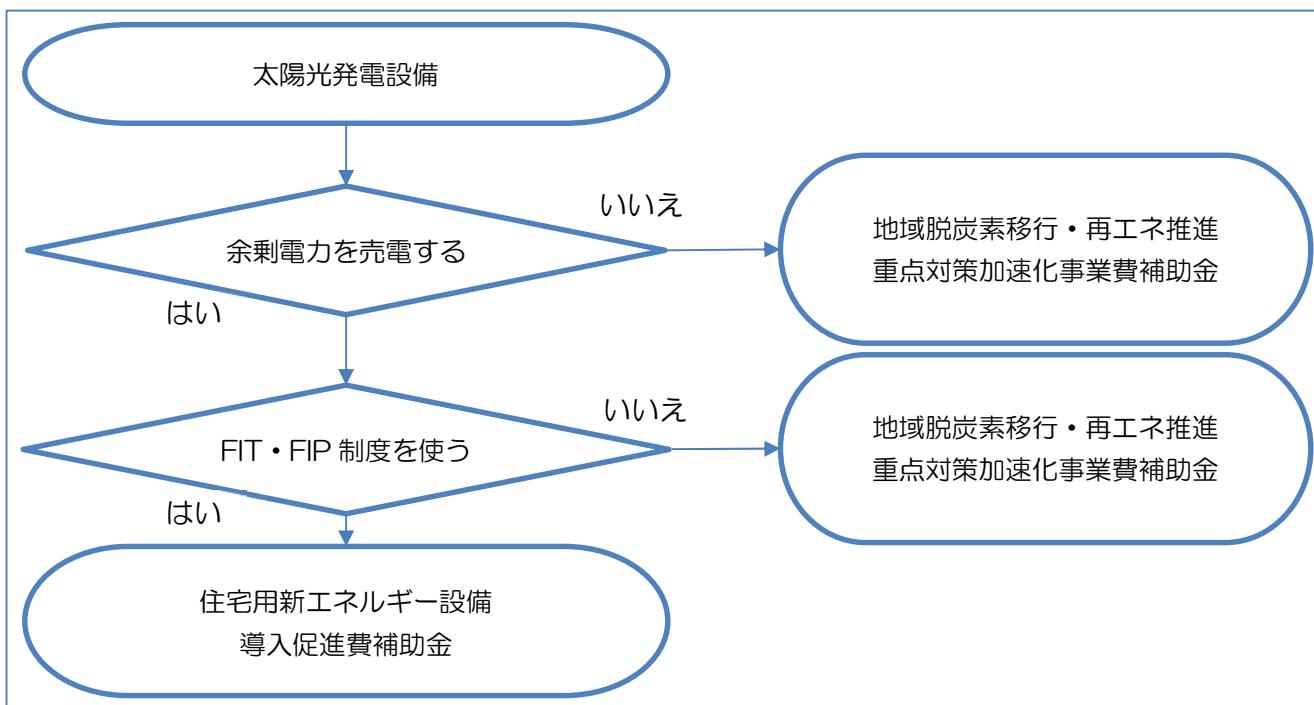
〒021-8501一関市竹山町7-2 一関市役所 生活環境課

電話：0191-21-8331 FAX：0191-21-2101

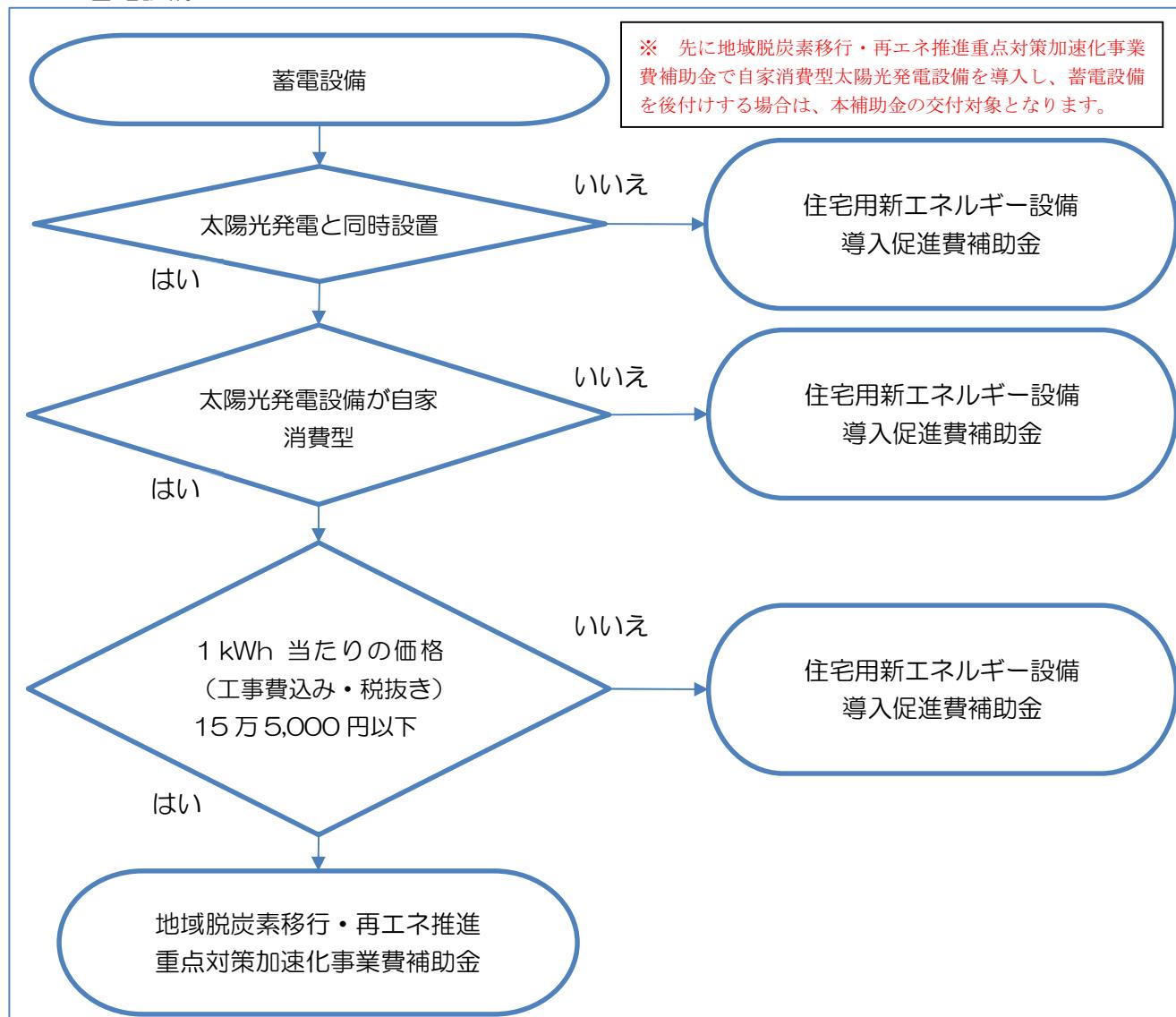
Eメール：[seikan@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:seikan@city.ichinoseki.iwate.jp)

## 8. 他補助金との使い分け例（住宅の場合 ※あくまで1例ですので参考としてください。）

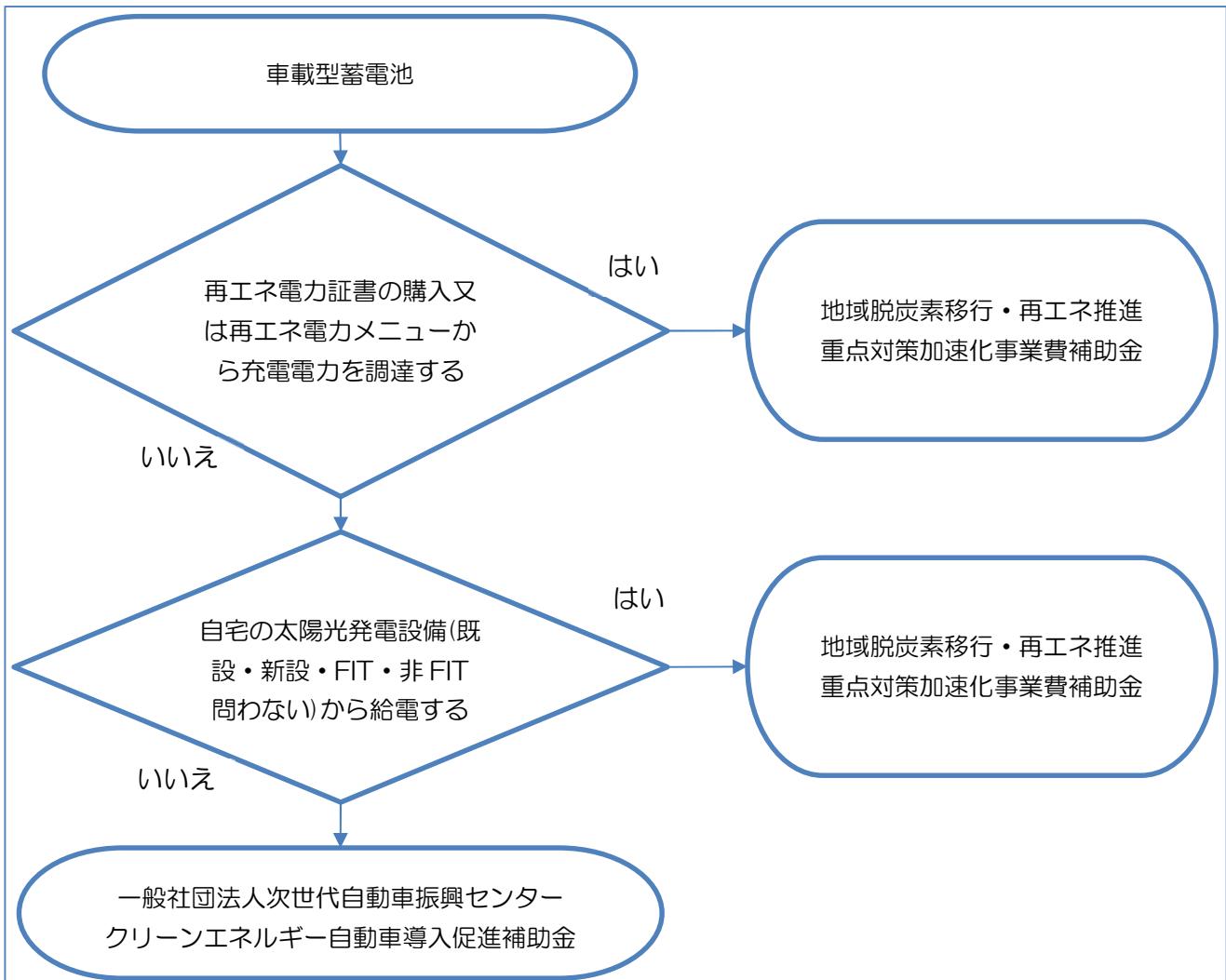
### ○ 太陽光発電設備



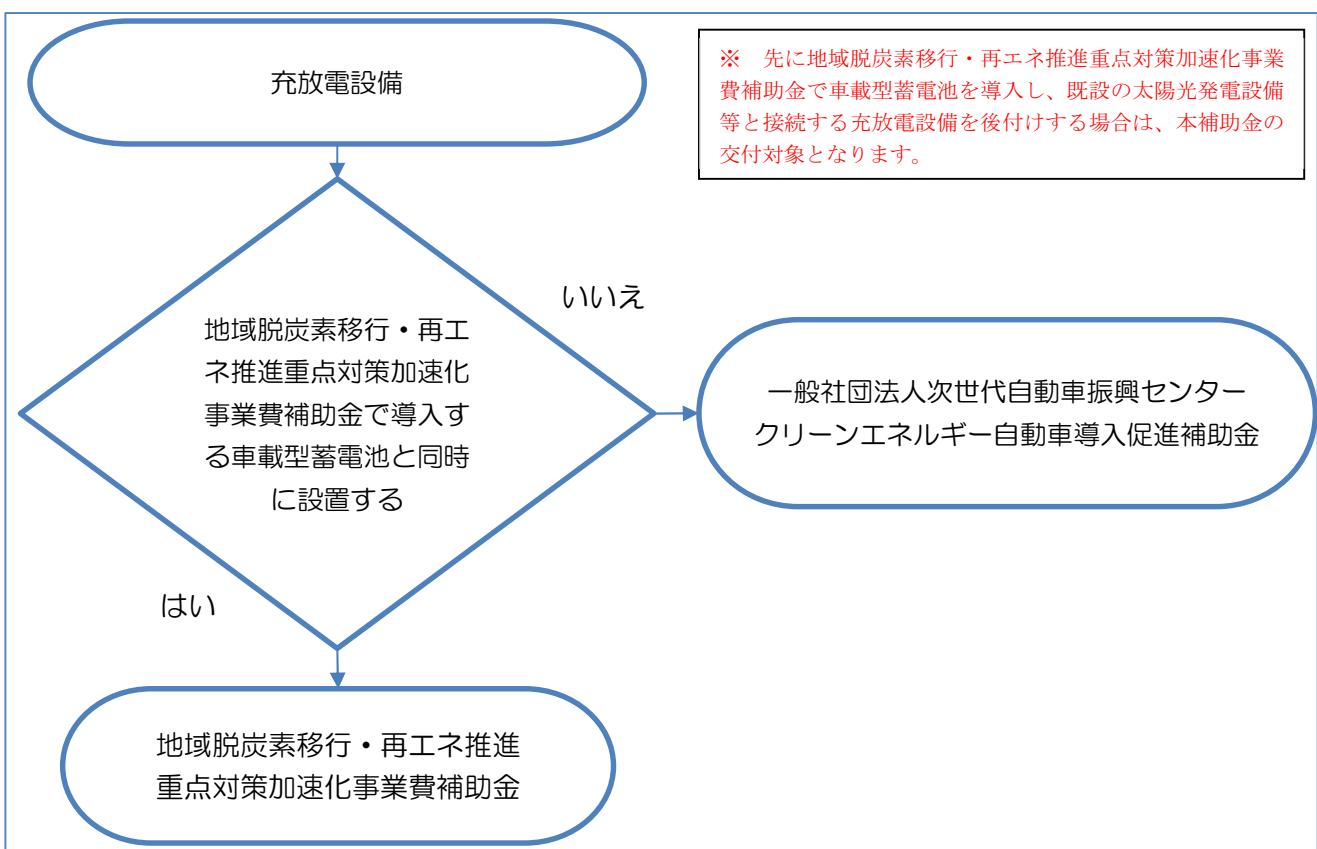
### ○ 蓄電設備



## ○ 車載型蓄電池



## ○ 充放電設備



## 地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金「申請・交付手続きの流れ」

